

# 半期報告書

(第6期中) 自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日

株式会社東京スター銀行

東京都港区赤坂一丁目6番16号

(501099)

# 目次

表紙

第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 事業の内容	5
3. 関係会社の状況	5
4. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 業績等の概要	6
2. 生産、受注及び販売の状況	23
3. 対処すべき課題	23
4. 経営上の重要な契約等	23
5. 研究開発活動	23
第3 設備の状況	24
1. 主要な設備の状況	24
2. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
(1) 株式の総数等	25
(2) 新株予約権等の状況	25
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	25
(4) 大株主の状況	26
(5) 議決権の状況	27
2. 株価の推移	27
3. 役員の状況	27
第5 経理の状況	28
1. 中間連結財務諸表等	29
(1) 中間連結財務諸表	29
(2) その他	60
2. 中間財務諸表等	61
(1) 中間財務諸表	61
(2) その他	77
第6 提出会社の参考情報	78
第二部 提出会社の保証会社等の情報	78

〔中間監査報告書〕

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月22日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社東京スター銀行
【英訳名】	The Tokyo Star Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役頭取 タッド・バッジ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京スター銀行横浜支店 （神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行千葉支店 （千葉県千葉市中央区富士見二丁目3番1号） 株式会社東京スター銀行大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行名古屋支店 （愛知県名古屋市東区武平町5番1号） 株式会社東京スター銀行大阪支店 （大阪府大阪市北区曾根崎二丁目12番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度中間 連結会計期間	平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	30,954	32,066	36,629	63,059	68,323
連結経常利益	百万円	13,574	9,258	12,818	22,747	24,043
連結中間純利益	百万円	8,514	8,260	8,162	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	14,570	17,149
連結純資産額	百万円	70,365	82,940	93,920	76,301	91,005
連結総資産額	百万円	1,327,823	1,440,366	1,575,203	1,450,163	1,505,492
1株当たり純資産額	円	502,610.87	118,486.05	134,171.65	545,011.65	130,007.85
1株当たり中間純利益	円	60,817.24	11,800.37	11,661.32	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	104,076.22	24,499.10
潜在株式調整後 1株当たり中間 純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益	円	—	—	—	—	—
連結自己資本比 率(国内基準)	%	9.35	9.04	9.27	8.84	8.95
営業活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	78,777	△76,369	26,955	51,369	△122,408
投資活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	△72,488	38,783	△24,503	5,034	93,848
財務活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	△3,000	△1,300	△3,443	△3,000	△1,300
現金及び現金同 等物の中間期末 残高	百万円	81,438	92,667	100,701	—	—
現金及び現金同 等物の期末残高	百万円	—	—	—	131,553	101,692
従業員数 〔外、平均臨時 従業員数〕	人	900 [225]	979 [184]	1,071 [171]	960 [213]	1,017 [197]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間においては潜在株式が存在しないため、当中間連結会計期間及び前連結会計年度においては希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
7. 当行は、平成15年度より証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。なお、平成16年度中間連結会計期間につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりませんが、参考情報として記載しております。
8. 平成17年9月1日付で、株式1株につき5株の株式分割を行っております。  
 なお、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

		平成16年度中間 連結会計期間	平成16年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	100,522.17	109,002.33
1株当たり中間純利益	円	12,163.44	—
1株当たり当期純利益	円	—	20,815.24
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	—	—

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	29,204	31,133	35,956	60,225	66,545
経常利益	百万円	13,035	8,178	11,555	22,059	22,174
中間純利益	百万円	8,263	8,076	7,999	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	13,175	16,695
資本金	百万円	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
発行済株式総数	千株	140	700	700	140	700
純資産額	百万円	70,721	82,092	92,634	75,557	89,888
総資産額	百万円	1,321,308	1,439,487	1,576,183	1,444,080	1,504,579
預金残高	百万円	1,213,137	1,307,195	1,416,867	1,329,918	1,366,471
貸出金残高	百万円	730,439	918,583	1,083,948	860,630	1,025,534
有価証券残高	百万円	443,317	329,905	301,627	364,597	276,683
1株当たり配当額	円	—	—	—	9,285.71	5,000.00
単体自己資本比率(国内基準)	%	9.43	8.93	9.13	8.77	8.84
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	794 [189]	913 [171]	1,005 [161]	879 [185]	933 [172]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 当行は、第3期より証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。なお、第4期中につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりませんが、参考情報として記載しております。
4. 平成17年9月1日付で、株式1株につき5株の株式分割を行っております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、次の連結子会社が解散しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有（又は被所 有）割合（%）	関係内容
相和ビジネス株式会社	東京都 杉並区	320	—	100	預金取引関係 当行より建物の一部賃借

また、連結子会社である株式会社スター銀リアルエステートマネジメントは、平成18年9月末において、清算手続き中であります。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	当行	その他	合計
従業員数（人）	1,005 [161]	66 [10]	1,071 [171]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 175人を含んでおりません。  
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	1,005 [161]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 164人を含んでおりません。  
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3. 労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における国内経済を振り返りますと、企業業績の改善を背景とした民間設備投資と、個人消費の拡大を反映し、しっかりした歩調の回復局面が続いておりました。しかしながら、原油価格の高騰や、米国経済の減速懸念など、不安材料が一部に見られました。金融面においては、期初に17千円台で始まった日経平均株価が、インフレ懸念を背景とした、世界的な利上げ観測等から、一時は14千円台まで下がったものの、国内景気が堅調に推移する中で、期末には16千円台まで戻しております。また、日本銀行は、平成18年7月に、5年11ヶ月ぶりに政策金利を引き上げ、ゼロ金利を解除いたしました。

(経営方針)

東京スター銀行グループ(以下、「当行グループ」という)は、「Financial Freedom/お金の心配からの解放」を企業フィロソフィーとして掲げ、フルライン戦略とは一線を画した他行との差別化を進め、中小企業金融を中心とする特定分野への経営資源の集中、並びに個人顧客をターゲットに資産運用に関する相談業務を強みとした、革新的ビジネスを展開しています。単に、金融商品を販売するだけでなく、ES Pの理念を軸に、お客さまに資産管理の方法や金融知識を提供する教育(Education)の機会をもたらし、的確な戦略に基づく商品を通じて解決策(Solution)を提供し、さらに密接なパートナーシップ(Partnership)を構築しながら、お客さまの成功を実現するとともに、株主の皆さまに対しては株主価値の向上、従業員に対してはワールドクラスの組織での働きがいのある職場の提供、社会に対しては地域経済への貢献を旨とし経済発展とともに歩むことを経営方針として掲げております。

首都圏では多くの金融機関が営業を展開し、競争の激しいマーケットであります。地方金融機関としての当行グループの役割を考えると、お客さまのご要望や当行グループの提供すべきサービス等の面において、競合他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地方金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、経営の基本方針に沿って、特定分野に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めております。

(当中間連結会計期間の業績)

当中間連結会計期間末における総資産は、前中間連結会計期間末と比べ134,837百万円増加し、1,575,203百万円となりました。このうち、貸出金は前中間連結会計期間末と比べ164,149百万円増加した一方、有価証券は28,012百万円減少し、それぞれ1,088,095百万円並びに296,682百万円となりました。

負債は、前中間連結会計期間末と比べ123,856百万円増加し、1,481,282百万円となりました。このうち、預金は前中間連結会計期間末と比べ108,790百万円増加し、1,414,196百万円となっております。このうち、個人のお客さまからの預金は1,150,547百万円で、預金全体の80%以上を占めております。

損益につきましては、貸出金の順調な伸びに伴い貸出金利息が前中間連結会計期間と比べ1,935百万円増加したことや、投資信託、個人年金保険の販売が順調に伸びたことで、役務取引等収益が前中間連結会計期間と比べ1,382百万円増加したこと等により、経常収益は、前中間連結会計期間と比べ4,563百万円増加し、36,629百万円となりました。これに対し、経常費用は、定期預金の増加等により、預金利息が前中間連結会計期間と比べ448百万円増加したこと、また、人件費の増加等により営業経費が前中間連結会計期間と比べ1,685百万円増加したこと、貸出金償却が前中間連結会計期間と比べ1,379百万円減少したこと等により、前中間連結会計期間と比べ1,003百万円増加し、23,811百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間において、経常利益は前中間連結会計期間と比べ3,560百万円増加し、12,818百万円となりました。また、特別利益が、貸倒引当金取崩益の減少により前中間連結会計期間と比べ4,284百万円減少したこと等により、中間純利益は前中間連結会計期間と比べ98百万円減少し、8,162百万円となりました。

当行グループは、銀行業以外にクレジットカード業務等の金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

なお、自己資本比率は、連結ベースで9.27%、銀行単体ベースで9.13%となっております。

(キャッシュ・フローの状況)

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前中間連結会計期間末と比べ8,034百万円増加し100,701百万円となりました。このうち営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金の増加等により前中間連結会計期間と比べ103,324百万円収入が増加し、26,955百万円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却による収入の減少等により、前中間連結会計期間と比べ63,286百万円収入が減少し、24,503百万円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金による支出の増加により、前中間連結会計期間と比べ支出が2,143百万円増加し、3,443百万円の支出となりました。



(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収益は、貸出金利息を中心に前年同期比2,462百万円増加し24,735百万円となりました。資金調達費用は、預金利息を中心に前年同期比488百万円増加し4,399百万円となりました。この結果、資金運用収支は、前年同期比1,974百万円増加し20,335百万円となりました。役務取引等収益は、受入為替手数料等の増加により前年同期比1,382百万円増加し5,817百万円となりました。役務取引等費用は、支払保証料等の増加により前年同期比308百万円増加し1,437百万円となりました。この結果、役務取引等収支は前年同期比1,073百万円増加して4,379百万円となりました。その他業務収益は、前年同期比241百万円増加し1,454百万円となりました。その他業務費用は、前年同期比100百万円減少し91百万円となりました。この結果、その他業務収支は、前年同期比340百万円増加し1,362百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は19,005百万円、役務取引等収支は5,015百万円、その他業務収支は1,124百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は1,330百万円、役務取引等収支は0百万円、その他業務収支は238百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	17,212	1,149	—	18,361
	当中間連結会計期間	19,005	1,330	—	20,335
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	20,737	1,913	104	(272) 22,273
	当中間連結会計期間	22,691	2,274	100	(130) 24,735
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,525	763	104	(272) 3,911
	当中間連結会計期間	3,686	944	100	(130) 4,399
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,310	△0	3	3,306
	当中間連結会計期間	5,015	0	637	4,379
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,421	3	989	4,435
	当中間連結会計期間	7,928	3	2,114	5,817
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,110	4	986	1,129
	当中間連結会計期間	2,912	2	1,476	1,437
その他業務収支	前中間連結会計期間	558	477	13	1,022
	当中間連結会計期間	1,124	238	—	1,362
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	727	502	17	1,213
	当中間連結会計期間	1,156	298	—	1,454
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	169	25	3	191
	当中間連結会計期間	31	60	—	91

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引及び国内(連結)子会社、「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の数字は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息(前中間連結会計期間 11百万円、当中間連結会計期間 9百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定平残は、貸出金を中心に前年同期比121,595百万円増加し1,481,641百万円となりました。また、資金運用勘定利息は、貸出金利息を中心に前年同期比2,462百万円増加し24,735百万円となりました。この結果、資金運用勘定利回りは3.32%となりました。なお、部門別の資金運用勘定利回りは、国内業務部門が3.15%、国際業務部門が3.96%であります。資金調達勘定平残は、預金を中心に前年同期比75,646百万円増加し1,397,481百万円となりました。また、資金調達勘定利息は、預金利息を中心に前年同期比488百万円増加し4,399百万円となりました。この結果、資金調達勘定利回りは0.62%となりました。なお、部門別の資金調達勘定利回りは、国内業務部門が0.54%、国際業務部門が1.67%であります。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(102,548) 1,333,648	(272) 20,737	3.10
	当中間連結会計期間	(48,980) 1,435,815	(130) 22,691	3.15
うち貸出金	前中間連結会計期間	911,286	18,196	3.98
	当中間連結会計期間	1,070,269	19,898	3.70
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	11	0	2.55
	当中間連結会計期間	7	0	2.31
うち有価証券	前中間連結会計期間	231,606	907	0.78
	当中間連結会計期間	201,901	1,151	1.13
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	31,972	0	0.00
	当中間連結会計期間	56,896	47	0.16
うち預け金	前中間連結会計期間	5,004	1	0.07
	当中間連結会計期間	3,687	1	0.07
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,289,039	3,525	0.54
	当中間連結会計期間	1,344,798	3,686	0.54
うち預金	前中間連結会計期間	1,277,134	3,420	0.53
	当中間連結会計期間	1,335,976	3,591	0.53
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,497	1	0.07
	当中間連結会計期間	2,349	2	0.22
うちコールマネー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	521	0	0.08
うち借入金	前中間連結会計期間	12,667	114	1.80
	当中間連結会計期間	9,056	101	2.23

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内業務部門」は当行の円建取引(対非居住者取引は除く)及び国内(連結)子会社であります。
3. ( )内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
4. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間 4,262百万円、当中間連結会計期間 3,724百万円)及び利息(前中間連結会計期間11百万円、当中間連結会計期間 9百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	149,662	1,913	2.54
	当中間連結会計期間	114,373	2,274	3.96
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,068	154	3.39
	当中間連結会計期間	19,406	383	3.94
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	137,834	1,709	2.47
	当中間連結会計期間	84,801	1,598	3.75
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,435	21	3.03
	当中間連結会計期間	6,256	193	6.15
うち預け金	前中間連結会計期間	993	27	5.53
	当中間連結会計期間	3,262	98	6.02
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(102,548) 147,177	(272) 763	1.03
	当中間連結会計期間	(48,980) 112,435	(130) 944	1.67
うち預金	前中間連結会計期間	41,607	455	2.18
	当中間連結会計期間	48,646	732	3.00
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 「国際業務部門」は当行の外貨建取引及び円建対非居住者取引であります。

2. ( ) 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

## ③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,380,761	20,715	1,360,046	22,378	104	22,273	3.26
	当中間連結会計期間	1,501,208	19,567	1,481,641	24,836	100	24,735	3.32
うち貸出金	前中間連結会計期間	920,354	13,777	906,576	18,350	104	18,246	4.01
	当中間連結会計期間	1,089,676	12,202	1,077,473	20,282	100	20,181	3.73
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	11	—	11	0	—	0	2.55
	当中間連結会計期間	7	—	7	0	—	0	2.31
うち有価証券	前中間連結会計期間	369,440	5,122	364,318	2,616	—	2,616	1.43
	当中間連結会計期間	286,702	5,151	281,551	2,750	—	2,750	1.94
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	33,408	—	33,408	22	—	22	0.13
	当中間連結会計期間	63,152	—	63,152	240	—	240	0.76
うち預け金	前中間連結会計期間	5,998	1,815	4,183	29	0	29	1.40
	当中間連結会計期間	6,950	2,213	4,737	100	0	99	4.20
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,333,668	11,832	1,321,835	4,016	104	3,911	0.59
	当中間連結会計期間	1,408,252	10,770	1,397,481	4,500	100	4,399	0.62
うち預金	前中間連結会計期間	1,318,742	1,815	1,316,926	3,875	0	3,875	0.58
	当中間連結会計期間	1,384,623	2,214	1,382,409	4,324	0	4,323	0.62
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,497	—	3,497	1	—	1	0.07
	当中間連結会計期間	2,349	—	2,349	2	—	2	0.22
うちコールマネー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	521	—	521	0	—	0	0.08
うち借入金	前中間連結会計期間	12,667	10,017	2,650	114	104	9	0.74
	当中間連結会計期間	9,056	8,556	500	101	100	0	0.33

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間4,262百万円、当中間連結会計期間3,724百万円）及び利息（前中間連結会計期間11百万円、当中間連結会計期間9百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務、投資・資本及び取引高の消去額であります。

## (3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投資信託及び保険窓販手数料が増加したこと等により、預金・貸出業務、証券関連業務、保険業務及び為替業務を中心に、前年同期比1,382百万円増加し合計で5,817百万円となりました。役務取引等費用は、店舗外現金自動設備に係る支払手数料等の増加で、前年同期比308百万円増加し合計で1,437百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,421	3	989	4,435
	当中間連結会計期間	7,928	3	2,114	5,817
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,392	—	317	2,075
	当中間連結会計期間	3,372	—	840	2,532
うち為替業務	前中間連結会計期間	568	3	—	571
	当中間連結会計期間	951	3	—	954
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	701	—	—	701
	当中間連結会計期間	1,106	—	—	1,106
うち代理業務	前中間連結会計期間	202	—	—	202
	当中間連結会計期間	95	—	—	95
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	1	—	—	1
	当中間連結会計期間	1	—	—	1
うち保証業務	前中間連結会計期間	765	0	672	93
	当中間連結会計期間	1,348	—	1,272	76
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち保険業務	前中間連結会計期間	790	—	—	790
	当中間連結会計期間	1,051	—	—	1,051
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,110	4	986	1,129
	当中間連結会計期間	2,912	2	1,476	1,437
うち為替業務	前中間連結会計期間	49	2	—	52
	当中間連結会計期間	90	1	—	91

- (注) 1. 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び国内連結子会社であります。  
 2. 「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。  
 3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

## (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	1,261,119	46,076	1,788	1,305,406
	当中間連結会計期間	1,365,742	51,124	2,671	1,414,196
うち流動性預金	前中間連結会計期間	326,421	—	1,480	324,940
	当中間連結会計期間	388,453	—	2,671	385,781
うち定期性預金	前中間連結会計期間	926,462	—	308	926,154
	当中間連結会計期間	970,429	—	—	970,429
うちその他	前中間連結会計期間	8,235	46,076	—	54,311
	当中間連結会計期間	6,860	51,124	—	57,984
譲渡性預金	前中間連結会計期間	10,000	—	—	10,000
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,271,119	46,076	1,788	1,315,406
	当中間連結会計期間	1,365,742	51,124	2,671	1,414,196

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

## (5) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内	923,946	100.00	1,088,095	100.00
製造業	14,310	1.55	16,157	1.49
農業	498	0.05	291	0.03
林業	119	0.01	137	0.01
漁業	104	0.01	100	0.01
鉱業	267	0.02	301	0.03
建設業	6,660	0.72	7,497	0.69
電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.00	949	0.09
情報通信業	12,163	1.32	13,320	1.22
運輸業	8,923	0.97	8,703	0.80
卸売・小売業	24,448	2.65	30,075	2.76
金融・保険業	72,828	7.88	69,359	6.37
不動産業	259,313	28.07	325,720	29.93
サービス業	163,232	17.67	152,971	14.06
地方公共団体	1,307	0.14	1,009	0.09
その他	359,758	38.94	461,504	42.42
海外	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	923,946	—	1,088,095	—

(注) 「国内」とは当行及び国内（連結）子会社であります。

## ② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

## (6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	138,820	—	—	138,820
	当中間連結会計期間	141,622	—	—	141,622
地方債	前中間連結会計期間	109	—	—	109
	当中間連結会計期間	602	—	—	602
社債	前中間連結会計期間	36,547	—	—	36,547
	当中間連結会計期間	62,189	—	—	62,189
株式	前中間連結会計期間	8,695	—	5,306	3,389
	当中間連結会計期間	8,373	—	5,020	3,352
その他の証券	前中間連結会計期間	2,513	143,314	—	145,827
	当中間連結会計期間	1,814	87,100	—	88,914
合計	前中間連結会計期間	186,686	143,314	5,306	324,694
	当中間連結会計期間	214,602	87,100	5,020	296,682

(注) 1. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

2. 相殺消去額は、投資と資本の相殺消去額を記載しております。



(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	21,289	24,154	2,865
経費 (除く臨時処理分)	12,683	14,949	2,266
人件費	5,444	5,743	299
物件費	6,492	8,427	1,935
税金	746	778	32
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	—	9,205	—
のれん償却額	—	—	—
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	8,605	9,205	600
うち債券関係損益	1,051	45	△1,006
臨時損益	△427	2,349	2,776
株式関係損益	—	305	305
不良債権処理損失	3,643	1,982	△1,661
貸出金償却	3,643	1,982	△1,661
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	3,216	4,026	810
経常利益	8,178	11,555	3,377
特別損益	5,718	1,945	△3,773
うち固定資産処分損益	333	53	△280
うち償却債権取立益	1	939	938
うち貸倒引当金取崩益	4,807	965	△3,842
税引前中間純利益	13,896	13,501	△395
法人税、住民税及び事業税	6,042	5,202	△840
法人税等調整額	△221	299	520
中間純利益	8,076	7,999	△77

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益（＋国債等債券償還益）－国債等債券売却損（－国債等債券償還損）－国債等債券償却
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	3.07	3.11	0.04
（イ）貸出金利回	3.94	3.66	△0.28
（ロ）有価証券利回	0.78	1.13	0.35
(2) 資金調達原価 ②	2.51	2.67	0.16
（イ）預金等利回	0.53	0.53	0.00
（ロ）外部負債利回	—	0.08	0.08
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.56	0.44	△0.12

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

## 3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	—	20.11	—
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	21.77	20.11	△1.66
業務純益ベース	21.77	20.11	△1.66
中間純利益ベース	20.43	17.48	△2.95

## 4. 預金・貸出金の状況（単体）

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	1,307,195	1,416,867	109,672
預金（平残）	1,318,742	1,384,623	65,881
貸出金（末残）	918,583	1,083,948	165,365
貸出金（平残）	900,152	1,072,221	172,069

## (2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,048,407	1,150,547	102,140
法人	258,788	266,320	7,532
合計	1,307,195	1,416,867	109,672

(注) 譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	282,023	373,146	91,123
住宅ローン残高	248,992	317,606	68,614
その他ローン残高	33,031	55,540	22,509

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	853,326	1,013,418	160,092
総貸出金残高	② 百万円	918,583	1,083,948	165,365
中小企業等貸出金比率	①/② %	92.89	93.49	0.60
中小企業等貸出先件数	③ 件	55,037	66,724	11,687
総貸出先件数	④ 件	55,102	66,816	11,714
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.88	99.86	△0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	264	3,996	196	2,419
計	264	3,996	196	2,419

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	19,000	19,000
	利益剰余金	42,548	56,100
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	164
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	—	—
	繰延税金資産控除前の[基本的項目]計 （上記各項目の合計額）	—	95,936
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	82,548	95,936	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	11,532	14,347
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	3,000	3,000
	計	14,532	17,347
	うち自己資本への算入額 (B)	9,350	10,152
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	91,899	106,088

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,008,178	1,124,496
	オフ・バランス取引項目	7,896	19,837
	計 (E)	1,016,075	1,144,333
連結自己資本比率（国内基準）＝D/E×100（%）		9.04	9.27

- (注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	19,000	19,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,000	2,000
	その他利益剰余金	—	—
	任意積立金	—	—
	中間未処分利益	39,697	52,815
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	164
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	繰延税金資産控除前の[基本的項目]計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	81,697	94,650	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	10,791	12,058
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	3,000	3,000
	計	13,791	15,058
	うち自己資本への算入額 (B)	9,366	10,169

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	91,064	104,820
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,010,576	1,127,076
	オフ・バランス取引項目	8,134	20,063
	計 (E)	1,018,711	1,147,140
単体自己資本比率（国内基準）= D / E × 100（%）		8.93	9.13

- (注) 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	57	37
危険債権	214	234
要管理債権	94	116
正常債権	8,882	10,500



## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

## 3【対処すべき課題】

当行グループの営業地盤の中心となる首都圏は、多くの金融機関が激しい競争を展開する厳しいマーケットであります。お客さまのご要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地方金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、フルライン戦略とは一線を画し、個人リテール及び中小企業取引に重点的に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めることにより他行との差別化を図りながら引き続き高率の成長を追求してまいります。

また、本年5月1日に施行された会社法に基づき、当行グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化と、金融商品取引法の施行を睨みつつ、財務報告に係る内部統制の充実化をさらに推進してまいります。さらに常に収益性を保ちながら市場のニーズに応えるため、多様なリスクを共通の枠組みに基づいて収益性を評価する管理体制の構築を目指してまいります。

## 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

新設

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
当行	—	名古屋支店	名古屋市東区	店舗	—	—	162	31	193	16

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,800,000
計	2,800,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成18年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成18年12月22日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	700,000	700,000	東京証券取引所 市場第一部	—
計	700,000	700,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 第1回新株予約権

	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	1,321	1,321
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,605	6,605
新株予約権の行使時の払込金額（円）	440,843	440,843
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 440,843 資本組入額 220,422	発行価格 440,843 資本組入額 220,422
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はで きないものとする	各新株予約権の一部行使はで きないものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当行取締役会の承認を要する	新株予約権を譲渡するには、 当行取締役会の承認を要する

#### (3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	—	700	—	21,000,000	—	19,000,000

## (4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
エルエスエフ・ティー・エス・ホールディングス・エス・シー・エイ (常任代理人 神谷町法律事務所)	9, BOULEVARD DE LA PLAINE 1050 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区虎ノ門5丁目1-4 東都ビル)	238,366	34.05
エルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ (常任代理人 神谷町法律事務所)	9, BOULEVARD DE LA PLAINE 1050 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区虎ノ門5丁目1-4 東都ビル)	238,362	34.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	12,219	1.74
ティーエスピー・マネジャー・エル・エル・シー (常任代理人 神谷町法律事務所)	717 NORTH HARWOOD, SUITE 2200 DALLAS, TEXAS 75201, U. S. A. (東京都港区虎ノ門5丁目1-4 東都ビル)	10,746	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	8,708	1.24
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA ENGLAND (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	7,174	1.02
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U. K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	6,347	0.90
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD. ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	6,310	0.90
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	5,940	0.84
ロバート・エム・ベラーディ	東京都目黒区	5,015	0.71
計	—	539,187	77.02

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 700,000	700,000	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	700,000	—

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が13株(議決権13個)含まれております。

②【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	438,000	422,000	372,000	398,000	395,000	393,000
最低(円)	398,000	365,000	310,000	313,000	362,000	349,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

(1)取締役の状況

①新任取締役

該当事項はありません。

②退任取締役

該当事項はありません。

(2)執行役の状況

①新任執行役

該当事項はありません。

②退任執行役

該当事項はありません。

③役職の異動

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。
4. 前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		109,242	7.59	108,138	6.86	119,816	7.96
コールローン		474	0.03	8,810	0.56	1,526	0.10
買入金銭債権		53,627	3.72	45,779	2.91	48,293	3.21
商品有価証券		9	0.00	6	0.00	7	0.00
金銭の信託		4,238	0.29	3,643	0.23	3,670	0.24
有価証券	※7	324,694	22.54	296,682	18.83	271,478	18.03
貸出金	※ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	923,946	64.15	1,088,095	69.08	1,031,891	68.54
外国為替	※5	307	0.02	384	0.02	275	0.02
その他資産	※7	16,732	1.16	15,251	0.97	23,601	1.57
動産不動産	※7, 9	14,767	1.03	—	—	13,969	0.93
有形固定資産	※9	—	—	11,445	0.73	—	—
無形固定資産		—	—	5,028	0.32	—	—
繰延税金資産		11,527	0.80	13,314	0.85	12,402	0.82
支払承諾見返		3,758	0.26	2,193	0.14	2,326	0.15
貸倒引当金		△22,959	△1.59	△23,570	△1.50	△23,768	△1.57
資産の部合計		1,440,366	100.00	1,575,203	100.00	1,505,492	100.00
(負債の部)							
預金	※7	1,305,406	90.63	1,414,196	89.78	1,364,714	90.65
譲渡性預金		10,000	0.69	—	—	—	—
借入金	※7	1,000	0.07	—	—	1,000	0.07
外国為替		—	—	3	0.00	14	0.00
社債	※10	3,000	0.21	23,000	1.46	3,000	0.20
その他負債		32,404	2.25	39,892	2.53	40,566	2.70
賞与引当金		928	0.07	1,126	0.07	1,528	0.10
役員賞与引当金		495	0.03	708	0.05	1,037	0.07
連結調整勘定		433	0.03	—	—	297	0.02
負ののれん		—	—	162	0.01	—	—
支払承諾		3,758	0.26	2,193	0.14	2,326	0.15
負債の部合計		1,357,426	94.24	1,481,282	94.04	1,414,486	93.96

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		21,000	1.46	—	—	21,000	1.39
資本剰余金		19,000	1.32	—	—	19,000	1.26
利益剰余金		42,548	2.95	—	—	51,437	3.42
その他有価証券 評価差額金		391	0.03	—	—	△432	△0.03
資本の部合計		82,940	5.76	—	—	91,005	6.04
負債及び資本の部合計		1,440,366	100.00	—	—	1,505,492	100.00
(純資産の部)							
資本金		—	—	21,000	1.33	—	—
資本剰余金		—	—	19,000	1.21	—	—
利益剰余金		—	—	56,100	3.56	—	—
株主資本合計		—	—	96,100	6.10	—	—
その他有価証券 評価差額金		—	—	△164	△0.01	—	—
繰延ヘッジ損益		—	—	△2,016	△0.13	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	△2,180	△0.14	—	—
純資産の部合計		—	—	93,920	5.96	—	—
負債及び純資産の部 合計		—	—	1,575,203	100.00	—	—



②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		32,066	100.00	36,629	100.00	68,323	100.00
資金運用収益		22,273		24,735		46,598	
(うち貸出金利息)		(18,246)		(20,181)		(38,192)	
(うち有価証券利息 配当金)		(2,616)		(2,750)		(5,333)	
役務取引等収益		4,435		5,817		11,025	
その他業務収益		1,213		1,454		1,971	
その他経常収益	※1	4,143		4,622		8,727	
経常費用		22,808	71.13	23,811	65.01	44,279	64.81
資金調達費用		3,923		4,409		7,857	
(うち預金利息)		(3,875)		(4,323)		(7,762)	
役務取引等費用		1,129		1,437		2,334	
その他業務費用		191		91		622	
営業経費		13,341		15,026		27,648	
その他経常費用	※2	4,223		2,846		5,817	
経常利益		9,258	28.87	12,818	34.99	24,043	35.19
特別利益	※3	5,309	16.56	1,025	2.80	5,731	8.39
特別損失	※4	484	1.51	45	0.12	751	1.10
税金等調整前中間 (当期) 純利益		14,083	43.92	13,797	37.67	29,022	42.48
法人税、住民税及び事業税		6,043	18.85	5,343	14.59	12,404	18.16
法人税等調整額		△220	△0.69	291	0.80	△531	△0.78
中間 (当期) 純利益		8,260	25.76	8,162	22.28	17,149	25.10

③【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		19,000	19,000
資本剰余金中間期末 (期末) 残高		19,000	19,000
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		35,588	35,588
利益剰余金増加高		8,260	17,149
中間(当期)純利益		8,260	17,149
利益剰余金減少高		1,300	1,300
配当金		1,300	1,300
利益剰余金中間期末 (期末) 残高		42,548	51,437

## (中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	51,437	91,437
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	△3,500	△3,500
中間純利益	—	—	8,162	8,162
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	4,662	4,662
平成18年9月30日 残高 (百万円)	21,000	19,000	56,100	96,100

	評価・換算差額等			純資産合計
	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△432	—	△432	91,005
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△3,500
中間純利益	—	—	—	8,162
株主資本以外の項目の中間連 結会計期間中の変動額(純 額)	268	△2,016	△1,748	△1,748
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	268	△2,016	△1,748	2,915
平成18年9月30日 残高 (百万円)	△164	△2,016	△2,180	93,920

(注) 平成18年5月26日の取締役会決議による利益処分項目である。

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャ ッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		14,083	13,797	29,022
減価償却費		724	973	1,612
減損損失		25	7	25
連結調整勘定償却額		△138	—	△274
負ののれん償却額		—	△135	—
貸倒引当金の純増減 (△)		△914	444	△700
賞与引当金の純増減 (△)		△488	△402	111
役員賞与引当金の 純増減 (△)		260	△328	802
資金運用収益		△22,273	△24,735	△46,598
資金調達費用		3,923	4,409	7,857
有価証券関係損益 (△)		△2,787	△640	△4,119
金銭の信託の運用損 益 (△)		△147	△76	△285
動産不動産処分損益 (△)		△308	—	△1,340
固定資産処分損益 (△)		—	△52	—
貸出金の純増 (△) 減		△58,033	△55,306	△162,623
預金の純増減 (△)		△22,669	49,481	36,637
譲渡性預金の純増減 (△)		10,000	—	—
借入金 (劣後特約付 借入金を除く) の純 増減 (△)		△3,300	△1,000	△3,300
預け金 (日銀預け金 を除く) の純増 (△) 減		4,996	10,687	3,447
コールローン等の純 増 (△) 減		△2,531	△4,770	1,751
外国為替 (資産) の 純増 (△) 減		△70	△109	△38
外国為替 (負債) の 純増減 (△)		△5	△11	9
普通社債の発行・償 還による純増減 (△)		—	20,000	—

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用による収入		18,526	21,089	38,568
資金調達による支出		△714	△884	△1,235
その他		△1,984	16	△4,978
小計		△63,828	32,454	△105,646
法人税等の支払額 (仮納付分を含む)		△12,541	△5,498	△16,761
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△76,369	26,955	△122,408
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得によ る支出		△223,706	△82,176	△382,235
有価証券の売却によ る収入		184,228	27,027	363,777
有価証券の償還によ る収入		76,691	31,157	108,707
金銭の信託の増加に よる支出		—	△724	△455
金銭の信託の減少に よる収入		230	846	1,392
動産不動産の取得に よる支出		△648	—	△1,943
有形固定資産の取得 による支出		—	△307	—
動産不動産の売却に よる収入		2,356	—	4,972
有形固定資産の売却 による収入		—	159	—
無形固定資産の取得 による支出		—	△486	—
連結範囲の変動を伴 う子会社株式の取得 による支出		△367	—	△367
投資活動によるキャッ シュ・フロー		38,783	△24,503	93,848
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
配当金支払額		△1,300	△3,443	△1,300
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△1,300	△3,443	△1,300
IV 現金及び現金同等物の 増加額		△38,885	△991	△29,860
V 現金及び現金同等物の 期首残高		131,553	101,692	131,553
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	92,667	100,701	101,692

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 ㈱TSBキャピタル みのり債権回収㈱ なお、みのり債権回収㈱ は、株式の取得により、当中 間連結会計期間から連結して おります。 (2) 非連結子会社 該当事項はありません。	(1) 連結子会社 3社 主要な会社名 ㈱TSBキャピタル TSB債権管理回収㈱ なお、㈱スター銀リアルエ スレートマネジメントは、清 算手続き中であります。 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 4社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状 況」に記載しているため省略しま した。 _____
2. 連結子会社の（中間）決 算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次 のとおりであります。 9月末日 4社 6月末日 1社 (2) 6月末を中間決算日とする子会 社については、9月末日現在で実 施した仮決算に基づく財務諸表に より、またその他の子会社につい ては、それぞれの中間決算日の財 務諸表により連結しております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次 のとおりであります。 9月末日 3社 _____	(1) 連結子会社の決算日は次のと おりであります。 3月末日 4社 _____
3. 会計処理基準に関する事 項	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価 法（売却原価は移動平均法によ り算定）により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、満期保有目 的の債券については移動平均法に よる償却原価法（定額法）、その 他有価証券のうち時価のあるもの については、中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価法（売却原 価は移動平均法により算定）、時 価のないものについては、移動平 均法による原価法又は償却原価法 （定額法）により行っておりま す。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部資本直入法に より処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、その他有価 証券のうち時価のあるものについ ては、中間連結決算日の市場価格 等に基づく時価法（売却原価は移 動平均法により算定）、時価のな いものについては、移動平均法に よる原価法又は償却原価法（定額 法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入法 により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 (イ) 有価証券の評価は、その他 有価証券のうち時価のあるもの については、連結決算日の市場 価格等に基づく時価法 （売却原価は移動平均法によ り算定）、時価のないものにつ いては、移動平均法による 原価法又は償却原価法（定額 法）により行っております。 なお、その他有価証券の評 価差額については、全部資本 直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、 時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産  当行の動産不動産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  建物：8年～50年  動産：2年～20年  連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② ソフトウェア  自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産  当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  建物：8年～50年  動産：2年～20年  連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産  無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。  また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産  当行の動産不動産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。  なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  建物：8年～50年  動産：2年～20年  連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② ソフトウェア  自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理  証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。  なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>	<p>(5) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理  同左</p>	<p>(5) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理  証書貸付及び割引手形等は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。  なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準  当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準  当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準  当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,211百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,591百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,948百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>
	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方針</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(12) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(12) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(12) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は連結会計年度の費用に計上しております。
4. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は25百万円減少しております。</p> <p>当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	—	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は25百万円減少しております。</p> <p>当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 95,936百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社株式について適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、負債の部の「負ののれん」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,979百万円、延滞債権額は25,686百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)182百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,677百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,351百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、437百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,074百万円、延滞債権額は26,822百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)400百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,855百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,757百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、393百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は601百万円、延滞債権額は22,260百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)50百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,041百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,909百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、488百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																																
<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、1,570百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、282百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="199 560 550 750"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,226百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>6,059百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>591百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等48,416百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,268百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,377百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が35,604百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 動産不動産の減価償却累計額 3,250百万円</p> <p>※10. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,226百万円	貸出金	6,059百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,000百万円	預金	591百万円	<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、76百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,223百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="628 560 979 716"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,162百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>274百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等40,481百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,241百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,384百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が109,405百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 3,530百万円</p> <p>※10. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,162百万円	担保資産に対応する債務		預金	274百万円	<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、92百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、276百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1061 560 1412 750"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,354百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>5,760百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>622百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等51,787百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は2,206百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、59,006百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が26,215百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 動産不動産の減価償却累計額 3,000百万円</p> <p>※10. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,354百万円	貸出金	5,760百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,000百万円	預金	622百万円
担保に供している資産																																		
有価証券	24,226百万円																																	
貸出金	6,059百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
借入金	1,000百万円																																	
預金	591百万円																																	
担保に供している資産																																		
有価証券	24,162百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
預金	274百万円																																	
担保に供している資産																																		
有価証券	24,354百万円																																	
貸出金	5,760百万円																																	
担保資産に対応する債務																																		
借入金	1,000百万円																																	
預金	622百万円																																	

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1. その他経常収益には、買取債権回収益 2,642百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金償却 3,676百万円を含んでおります。 ※3. 特別利益には貸倒引当金取崩益 4,587百万円及び動産不動産処分益719 百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、動産不動産処分損410 百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、買取債権回収益 3,300百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金償却 2,297百万円を含んでおります。 ※3. 特別利益は、償却債権取立益939百万 円及び固定資産処分益85百万円でありま す。 ※4. 特別損失には、固定資産処分損32百万 円及び減損損失7百万円を含んでおりま す。	※1. その他経常収益には、買取債権回収益 6,185百万円を含んでおります。 ※2. その他の経常費用には、貸出金償却 5,159百万円を含んでおります。 ※3. その他の特別利益には貸倒引当金取 崩益3,716百万円を含んでおります。 —————

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	700	—	—	700	
合計	700	—	—	700	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘 要
			前連結会 計年度末	当中間 連結会計 期間増加	当中間 連結会計 期間減少	当中間 連結会計 期間末		
当 行	ストック・オプション としての新株予約権			—		—	旧商法第280条ノ20 及び第280条ノ21に 基づき発行したも のであります。	
連 結 子会社	—			—		—		
合 計				—		—		

## 3. 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基 準 日	効力発生日
平成18年5月26日 取締役会	普通株式	3,500	5,000	平成18年3月31日	平成18年5月26日

なお、基準日が当中間連結会計期間に属する配当につきましては、該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																		
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成17年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>109,242</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金以外の金融機関への預け金</td> <td>△16,575</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>92,667</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	109,242	日銀預け金以外の金融機関への預け金	△16,575	現金及び現金同等物	92,667	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成18年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>108,138</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金以外の金融機関への預け金</td> <td>△7,436</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>100,701</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	108,138	日銀預け金以外の金融機関への預け金	△7,436	現金及び現金同等物	100,701	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成18年3月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>119,816</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金以外の金融機関への預け金</td> <td>△18,123</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>101,692</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	119,816	日銀預け金以外の金融機関への預け金	△18,123	現金及び現金同等物	101,692
現金預け金勘定	109,242																			
日銀預け金以外の金融機関への預け金	△16,575																			
現金及び現金同等物	92,667																			
現金預け金勘定	108,138																			
日銀預け金以外の金融機関への預け金	△7,436																			
現金及び現金同等物	100,701																			
現金預け金勘定	119,816																			
日銀預け金以外の金融機関への預け金	△18,123																			
現金及び現金同等物	101,692																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  動産</td> <td>66百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  動産</td> <td>44百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  動産</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料及び減価償却費相当額</li> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> </ul> </ul> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> </ul> </ul>	取得価額相当額		動産	66百万円	減価償却累計額相当額		動産	44百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	22百万円	1年内	12百万円	1年超	10百万円	合計	22百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円	1年内	3百万円	1年超	5百万円	合計	8百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  有形固定資産</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  有形固定資産</td> <td>56百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  有形固定資産</td> <td>35百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料及び減価償却費相当額</li> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> </ul> </ul> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> </ul> </ul>	取得価額相当額		有形固定資産	92百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	56百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	35百万円	1年内	13百万円	1年超	22百万円	合計	35百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	9百万円	1年内	2百万円	1年超	2百万円	合計	5百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  動産</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  動産</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  動産</td> <td>23百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料及び減価償却費相当額</li> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> </ul> </ul> </ul> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> </ul> </ul>	取得価額相当額		動産	70百万円	減価償却累計額相当額		動産	47百万円	年度末残高相当額		動産	23百万円	1年内	11百万円	1年超	11百万円	合計	23百万円	支払リース料	11百万円	減価償却費相当額	11百万円	1年内	3百万円	1年超	3百万円	合計	6百万円
取得価額相当額																																																																																						
動産	66百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
動産	44百万円																																																																																					
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																						
動産	22百万円																																																																																					
1年内	12百万円																																																																																					
1年超	10百万円																																																																																					
合計	22百万円																																																																																					
支払リース料	6百万円																																																																																					
減価償却費相当額	6百万円																																																																																					
1年内	3百万円																																																																																					
1年超	5百万円																																																																																					
合計	8百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	92百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	56百万円																																																																																					
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	35百万円																																																																																					
1年内	13百万円																																																																																					
1年超	22百万円																																																																																					
合計	35百万円																																																																																					
支払リース料	9百万円																																																																																					
減価償却費相当額	9百万円																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	2百万円																																																																																					
合計	5百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
動産	70百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
動産	47百万円																																																																																					
年度末残高相当額																																																																																						
動産	23百万円																																																																																					
1年内	11百万円																																																																																					
1年超	11百万円																																																																																					
合計	23百万円																																																																																					
支払リース料	11百万円																																																																																					
減価償却費相当額	11百万円																																																																																					
1年内	3百万円																																																																																					
1年超	3百万円																																																																																					
合計	6百万円																																																																																					



(有価証券関係)

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 売買目的有価証券 (平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	9	△0

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	147,917	147,920	3	94	91
国債	138,806	138,820	14	93	78
地方債	109	109	△0	0	0
社債	9,001	8,990	△11	1	12
その他	143,248	143,977	659	1,191	532
合計	291,165	291,898	662	1,286	623

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」の評価差額のうち、複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上したものは除いております。

3. 当中間連結期間中に売却したその他有価証券 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	183,699	1,106	55

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成17年9月30日現在)

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,389
非上場社債 (事業債)	27,556
その他の証券	1,850

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成17年9月30日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	66,783	104,581	4,112	—
国債	55,694	83,004	121	—
地方債	—	8	100	—
社債	11,088	21,568	3,890	—
その他	13,583	59,819	39,924	—
合計	80,366	164,400	44,036	—

II 当中間連結会計期間末

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	483	1,015	531
債券	160,271	159,811	△460
国債	142,031	141,622	△409
地方債	609	602	△6
社債	17,630	17,586	△43
その他	87,369	87,175	△348
合計	248,124	248,002	△277

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」の評価差額のうち、複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上したものは除いております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	2,337
非上場社債（事業債）	44,602
その他の証券	1,739

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	7	△0

#### 2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	579	1,694	1,114	1,114	—
債券	146,701	145,411	△1,290	12	1,303
国債	128,319	127,084	△1,234	11	1,245
地方債	609	596	△12	0	12
社債	17,773	17,730	△43	1	44
その他	87,140	86,592	△549	508	1,058
合計	234,421	233,697	△725	1,635	2,361

- （注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	363,777	1,744	504

4. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	3,356
社債（事業債）	32,655
その他の証券	1,766

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	19,236	123,082	27,962	7,785
国債	15,686	89,896	13,716	7,785
地方債	—	498	98	—
社債	3,550	32,688	14,147	—
その他	14,059	30,766	24,114	2,295
合計	33,296	153,848	52,077	10,080

（金銭の信託関係）

I. 前中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託（平成17年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	当中間連結会計期間の 損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	4,238	△20

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成17年9月30日現在）

該当事項なし

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成17年9月30日現在）

該当事項なし

II. 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在）

該当事項なし

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年9月30日現在）

該当事項なし

III. 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	3,670	△17

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）

該当事項なし

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年3月31日現在）

該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	662
その他有価証券	662
(△)繰延税金負債	△270
その他有価証券評価差額金	391

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△277
その他有価証券	△277
(+)繰延税金資産	112
その他有価証券評価差額金	△164

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△725
その他有価証券	△725
(△)繰延税金負債	293
その他有価証券評価差額金	△432

(注) その他有価証券の評価差額のうち、損益として処理したものは含まれておりません。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	8,152	△24	△24
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△24	△24

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ	136,499	136,499	△40	△40
	金利オプション	23,340	23,340	—	20
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	△40	△19

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	12,350	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1. 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容、目的及び取組方針

当行では、通貨関連で為替予約取引、金利関連で金利スワップ取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、顧客のニーズに対応するための取引、市場でのカバー取引及び当行のALM管理上のヘッジを利用目的としています。

##### (2) リスクの内容

デリバティブ取引のリスクのうち重要なものには、取引対象物の市場価格の変動により損失を被るリスク（市場リスク）と取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなることにより被るリスク（信用リスク）があります。

##### (3) リスク管理体制

デリバティブ取引の執行は、トレジャリーチームの内部規定等の定められた執行手続きに従って行っており、市場リスク等については、統合リスクマネジメントチームが日々モニタリングを行うとともにALM委員会等経営陣への報告を定期的に行っております。

##### (4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味するものではありません。

#### 2. 取引の時価等に関する事項

##### (1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	25,646	25,646	△14	△14
	受取固定・支払変動	12,800	12,800	△687	△687
	受取変動・支払固定	12,846	12,846	672	672
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△14	△14

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。



2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	2,828	—	2	2
	売建	1,192	—	△14	△14
	買建	1,636	—	17	17
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で貸金業、クレジットカードの取扱いに関する業務等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

国際業務(海外)経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務(海外)経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	118,486.05	134,171.65	130,007.85
1株当たり中間(当期)純利益	円	11,800.37	11,661.32	24,499.10
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	8,260	8,162	17,149
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	8,260	8,162	17,149
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	700	700	700
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要		—	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同 280条ノ21の規定に基づくスト ック・オプションとしての新 株予約権であります。 ・新株予約権の数 1,321個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同 280条ノ21の規定に基づくスト ック・オプションとしての新 株予約権であります。 ・発行数 1,400個 (1個につき普通株式5株) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 3,085,901,000円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、前中間連結会計期間においては潜在株式が存在しないため、当中間連結会計期間及び前連結会計年度においては希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。
3. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2,880円44銭減少しております。

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>1. 新株予約権の発行</p> <p>当行は、平成17年6月24日開催の第5回定時株主総会で決議した商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成17年12月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。</p> <p>(1) 銘柄 株式会社東京スター銀行第1回新株予約権</p> <p>(2) 発行数 新株予約権 1,400個 (新株予約権1個につき普通株式5株)</p> <p>(3) 発行価格 無償</p> <p>(4) 発行価額の総額 3,085,901,000円</p> <p>(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,000株 ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。 なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、440,843円とする。 ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、次の①または②の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 ①当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合</p> $\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{1}{\text{分割・併合} \\ \text{の比率}}$	<p>当行は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、平成18年11月16日に国内無担保普通社債を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>1 発行した社債の種類 第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）</p> <p>2 発行総額 200億円 (各社債の金額1億円)</p> <p>3 発行価格 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>4 利率 年1.78%</p> <p>5 払込期日 平成18年11月16日</p> <p>6 償還期限 平成23年11月16日</p> <p>7 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>8 償還の方法 (1) 本社債の元金は、償還期限にその総額を償還する。 (2) 償還期日が東京における銀行休業日にあたる場合は、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。 (3) 買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>9 担保 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>10 資金の用途 一般運転資金</p>	<p>—————</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>②当行普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条ノ2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）</p> $\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left( \frac{\text{新規発行株式数} + \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right) \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記①及び②に定める場合の他、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使期間 平成19年 7月 1日から平成22年 6月30日まで</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 1株当たり 220,422円</p> <p>(10) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには当行取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳 当行の執行役 4名、及び使用人69名並びに当行子会社の取締役 1名 合計 74名</p> <p>(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係 完全子会社</p> <p>(13) 勧誘の相手先と提出会社との取決めの内容 新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合には、原則新株予約権を当行へ返還する。</p> <p>①新株予約権者が当行又は当行の子会社もしくは関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。）の役員（監査役を含む。以下同じ。）または使用人のいずれの地位をも喪失した場合（新株予約権者が死亡した場合を除く）。</p> <p>②新株予約権者が補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合。</p> <p>③新株予約権者が破産手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた場合。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>④新株予約権者が当行または当行の関係会社の就業規程に定める出勤停止7日以上の懲戒処分を受けた場合。</p> <p>⑤新株予約権者が法令もしくは当行の社内規程等に違反するなどして、当行に対する背信行為があったと認められる場合。</p> <p>⑥新株予約権者が当行との間で締結する新株予約権割当契約書（以下「本契約」という。）の規定に違反した場合。</p> <p>⑦新株予約権者が、当行に対して、書面により、本新株予約権の全部または一部の返還もしくは本契約の解除を申し出た場合（なお、新株予約権者が本新株予約権の一部の返還を申し出た場合においては、当該一部のみが当行に返還されるものとする。）。</p> <p>2. 自己株式の取得</p> <p>当行は、平成17年12月12日開催の取締役会において、商法第211条ノ3第1項第2号の規定及び当行定款の規定に基づき、次のとおり自己株式の取得を行うことを決議しております。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由</p> <p>当行及び当行子会社の役職員に対してストックオプションを実施すること、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため</p> <p>(2) 取得の内容</p> <p>①取得する株式の種類 当行普通株式</p> <p>②取得する株式の総数 7,000株（上限）</p> <p>③株式の取得金額の総額 40億円（上限）</p> <p>④自己株式買受けの日程 平成17年12月12日開催の取締役会終結の時から平成18年3月期決算確定日前日まで</p>		

(2) 【その他】

当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して、8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるとなっております。

当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額（請求されていない住民税及び事業税に係る延滞税を除く。）の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		108,315	7.53	106,810	6.78	118,959	7.91
コールローン		474	0.03	8,810	0.56	1,526	0.10
買入金銭債権		53,627	3.73	45,779	2.90	48,293	3.21
商品有価証券		9	0.00	6	0.00	7	0.00
金銭の信託		4,238	0.29	3,643	0.23	3,670	0.24
有価証券	※1,8	329,905	22.92	301,627	19.14	276,683	18.39
貸出金	※ 2,3,4, 5,6,7, 9	918,583	63.81	1,083,948	68.77	1,025,534	68.16
外国為替	※6	307	0.02	384	0.02	275	0.02
その他資産	※8	15,304	1.06	14,555	0.92	22,409	1.49
動産不動産	※8,10	14,601	1.01	—	—	13,808	0.92
有形固定資産	※8,10	—	—	11,342	0.72	—	—
無形固定資産		—	—	4,503	0.29	—	—
繰延税金資産		11,487	0.80	13,000	0.83	12,097	0.80
支払承諾見返		3,996	0.28	2,419	0.15	2,559	0.17
貸倒引当金		△21,362	△1.48	△20,648	△1.31	△21,245	△1.41
資産の部合計		1,439,487	100.00	1,576,183	100.00	1,504,579	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,307,195	90.81	1,416,867	89.89	1,366,471	90.82
譲渡性預金		10,000	0.70	—	—	—	—
外国為替		—	—	3	0.0	14	0.00
社債	※11	3,000	0.21	23,000	1.46	3,000	0.20
その他負債		31,787	2.21	39,436	2.50	40,107	2.67
賞与引当金		920	0.06	1,114	0.07	1,501	0.10
役員賞与引当金		495	0.03	708	0.05	1,037	0.07
支払承諾		3,996	0.28	2,419	0.15	2,559	0.17
負債の部合計		1,357,395	94.30	1,483,548	94.12	1,414,691	94.03
(資本の部)							
資本金		21,000	1.46	—	—	21,000	1.39
資本剰余金		19,000	1.32	—	—	19,000	1.26
資本準備金		19,000		—		19,000	
利益剰余金		41,697	2.89	—	—	50,316	3.34
利益準備金		2,000		—		2,000	
中間(当期)未処分利益		39,697		—		48,316	
その他有価証券 評価差額金		394	0.03	—	—	△427	△0.02
資本の部合計		82,092	5.70	—	—	89,888	5.97
負債及び資本の部合計		1,439,487	100.00	—	—	1,504,579	100.00
(純資産の部)							
資本金		—	—	21,000	1.33	—	—
資本剰余金		—	—	19,000	1.21	—	—
資本準備金		—		19,000		—	
利益剰余金		—	—	54,815	3.48	—	—
利益準備金		—		2,000		—	
その他利益剰余金		—		52,815		—	
繰越利益剰余金		—		52,815		—	
株主資本合計		—	—	94,815	6.02	—	—
その他有価証券 評価差額金		—	—	△164	△0.01	—	—
繰延ヘッジ損益		—	—	△2,016	△0.13	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	△2,180	△0.14	—	—
純資産の部合計		—	—	92,634	5.88	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	1,576,183	100.00	—	—



②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		31,133	100.00	35,956	100.00	66,545	100.00
資金運用収益		21,817		24,264		45,627	
(うち貸出金利息)		(17,791)		(19,710)		(37,225)	
(うち有価証券利息 配当金)		(2,616)		(2,750)		(5,331)	
役務取引等収益		4,344		5,745		10,845	
その他業務収益		1,206		1,450		1,940	
その他経常収益	※1	3,765		4,495		8,132	
経常費用		22,954	73.73	24,400	67.86	44,370	66.67
資金調達費用		3,913		4,408		7,840	
(うち預金利息)		(3,875)		(4,324)		(7,762)	
役務取引等費用		2,074		2,815		4,502	
その他業務費用		101		91		505	
営業経費	※2	12,683		14,949		26,372	
その他経常費用	※3	4,181		2,136		5,149	
経常利益		8,178	26.27	11,555	32.14	22,174	33.33
特別利益	※4	6,177	19.84	1,990	5.53	7,505	11.28
特別損失	※5	459	1.48	44	0.12	716	1.08
税引前中間(当期) 純利益		13,896	44.63	13,501	37.55	28,964	43.53
法人税、住民税及び 事業税		6,042	19.40	5,202	14.47	12,536	18.84
法人税等調整額		△221	△0.71	299	0.83	△267	△0.40
中間(当期)純利益		8,076	25.94	7,999	22.25	16,695	25.09
前期繰越利益		31,621		—		31,621	
中間(当期)未処分利益		39,697		—		48,316	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰延利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	48,316	50,316	90,316
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△3,500	△3,500	△3,500
中間純利益	—	—	—	—	7,999	7,999	7,999
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	4,499	4,499	4,499
平成18年9月30日 残高 (百万円)	21,000	19,000	19,000	2,000	52,815	54,815	94,815

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△427	—	△427	89,888
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	—	—	—	△3,500
中間純利益	—	—	—	7,999
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	263	△2,016	△1,752	△1,752
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	263	△2,016	△1,752	2,746
平成18年9月30日 残高 (百万円)	△164	△2,016	△2,180	92,634

(注) 平成18年5月26日の取締役会決議による利益処分項目である。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上し	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上し	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上し

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>ております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,833百万円であります。</p>	<p>ております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,876百万円であります。</p>	<p>ております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 14,868百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 同左	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	同左	同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理	証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。	証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。	証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は25百万円減少しております。</p> <p>当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は25百万円減少しております。</p> <p>当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 94,650百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社株式について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>—————</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>



注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1. 子会社の株式総額 5,306百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,846百万円、延滞債権額は24,454百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）182百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は7百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,452百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,761百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 5,020百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は923百万円、延滞債権額は25,690百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）400百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,642百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,261百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 子会社の株式総額 5,281百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は465百万円、延滞債権額は21,057百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）50百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,818百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,348百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)												
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、437百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、1,570百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、25,216百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="199 891 555 920"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,226百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="199 965 555 994"> <tr> <td>預金</td> <td>591百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等48,416百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,214百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、84,364百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が28,591百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	24,226百万円	預金	591百万円	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、393百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、76百万円あります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、20,181百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="628 891 984 920"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,162百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="628 965 984 994"> <tr> <td>預金</td> <td>274百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等40,481百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,186百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、137,010百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が105,031百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	24,162百万円	預金	274百万円	<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、488百万円あります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、92百万円あります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、20,578百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1058 891 1414 920"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,354百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="1058 965 1414 994"> <tr> <td>預金</td> <td>622百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等51,787百万円を差し入れております。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、65,407百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が32,616百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	24,354百万円	預金	622百万円
有価証券	24,226百万円													
預金	591百万円													
有価証券	24,162百万円													
預金	274百万円													
有価証券	24,354百万円													
預金	622百万円													

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
※10. 動産不動産の減価償却累計額 3,129百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 3,413百万円	※10. 動産不動産の減価償却累計額 2,922百万円
※11 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。	※11 社債には、劣後特約付社債 3,000百万円が含まれております。	※11 社債には、劣後特約付社債 3,000百万円が含まれております。
12. 取締役及び執行役に対する金銭債権総額 —百万円	12. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額 —百万円	12. 取締役及び執行役に対する金銭債権総額 —百万円
13. 取締役及び執行役に対する金銭債務総額 —百万円	13. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務総額 —百万円	13. 取締役及び執行役に対する金銭債務総額 —百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1. その他経常収益には、買取債権回収益 2,642百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、買取債権回収益 3,300百万円を含んでおります。	—————
※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 389百万円 その他 243百万円	※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 499百万円 無形固定資産 375百万円	※2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 884百万円 その他 537百万円
※3. その他経常費用には、貸出金償却 3,643百万円を含んでおります。	※3. その他経常費用には、貸出金償却 1,982百万円を含んでおります。	※3. その他経常費用には、貸出償却 4,510百万円、株式等償却24百万円を含んでおります。
※4. 特別利益には、貸倒引当金取崩益 4,807百万円及び動産不動産処分益719百万円を含んでおります。	※4. 特別利益には、貸倒引当金取崩益 965百万円、償却債権取立益939百万円及び固定資産処分益 85百万円であります。	※4. 特別利益には、貸倒引当金取崩益 4,845百万円及び動産不動産処分益2,007百万円を含んでおります。
※5. 特別損失には、動産不動産処分損385百万円を含んでおります。	※5. 特別損失には、固定資産処分損 32百万円及び減損損失 7百万円を含んでおります。	※5. 特別損失には、動産不動産処分損 637百万円及び減損損失25百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業 年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  動産</td> <td>66百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>  動産</td> <td>44百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>  動産</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>  1年内</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>  1年超</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>  支払リース料</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>  減価償却費相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>  1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>  1年超</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td>8百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	66百万円	動産	44百万円	動産	22百万円	1年内	12百万円	1年超	10百万円	合計	22百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円	1年内	3百万円	1年超	5百万円	合計	8百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  有形固定資産</td> <td>92百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>  有形固定資産</td> <td>56百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>  有形固定資産</td> <td>35百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>  1年内</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>  1年超</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td>35百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>  支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>  減価償却費相当額</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>  1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>  1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	92百万円	有形固定資産	56百万円	有形固定資産	35百万円	1年内	13百万円	1年超	22百万円	合計	35百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	9百万円	1年内	2百万円	1年超	2百万円	合計	5百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  動産</td> <td>70百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>  動産</td> <td>47百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>  動産</td> <td>23百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>  1年内</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>  1年超</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td>23百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料</p> <table> <tr> <td>  支払リース料</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>  減価償却費相当額</td> <td>11百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table> <tr> <td>  1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>  1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>  合計</td> <td>6百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	70百万円	動産	47百万円	動産	23百万円	1年内	11百万円	1年超	11百万円	合計	23百万円	支払リース料	11百万円	減価償却費相当額	11百万円	1年内	3百万円	1年超	3百万円	合計	6百万円
取得価額相当額																																																																										
動産	66百万円																																																																									
動産	44百万円																																																																									
動産	22百万円																																																																									
1年内	12百万円																																																																									
1年超	10百万円																																																																									
合計	22百万円																																																																									
支払リース料	6百万円																																																																									
減価償却費相当額	6百万円																																																																									
1年内	3百万円																																																																									
1年超	5百万円																																																																									
合計	8百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	92百万円																																																																									
有形固定資産	56百万円																																																																									
有形固定資産	35百万円																																																																									
1年内	13百万円																																																																									
1年超	22百万円																																																																									
合計	35百万円																																																																									
支払リース料	9百万円																																																																									
減価償却費相当額	9百万円																																																																									
1年内	2百万円																																																																									
1年超	2百万円																																																																									
合計	5百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
動産	70百万円																																																																									
動産	47百万円																																																																									
動産	23百万円																																																																									
1年内	11百万円																																																																									
1年超	11百万円																																																																									
合計	23百万円																																																																									
支払リース料	11百万円																																																																									
減価償却費相当額	11百万円																																																																									
1年内	3百万円																																																																									
1年超	3百万円																																																																									
合計	6百万円																																																																									

## (有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末（平成17年9月30日現在）  
該当事項はありません。II 当中間会計期間末（平成18年9月30日現在）  
該当事項はありません。III 前事業年度末（平成18年3月31日現在）  
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>1. 新株予約権の発行</p> <p>当行は、平成17年6月24日開催の第5回定時株主総会で決議した商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成17年12月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。</p> <p>(1) 銘柄 株式会社東京スター銀行第1回新株予約権</p> <p>(2) 発行数 新株予約権 1,400個 (新株予約権1個につき普通株式5株)</p> <p>(3) 発行価格 無償</p> <p>(4) 発行価額の総額 3,085,901,000円</p> <p>(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,000株 ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。 なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、440,843円とする。 ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、次の①または②の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 ①当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合</p> $\begin{array}{rcl} \text{調整後} & \text{調整前} & 1 \\ \text{行使} & = & \text{行使} \times \frac{\text{分割・併合}}{\text{価額} \quad \text{価額} \quad \text{の比率}} \end{array}$	<p>当行は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、平成18年11月16日に国内無担保普通社債を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>1 発行した社債の種類 第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）</p> <p>2 発行総額 200億円 (各社債の金額1億円)</p> <p>3 発行価格 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>4 利率 年1.78%</p> <p>5 払込期日 平成18年11月16日</p> <p>6 償還期限 平成23年11月16日</p> <p>7 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>8 償還の方法 (1) 本社債の元金は、償還期限にその総額を償還する。 (2) 償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。 (3) 買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>9 担保 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>10 資金の用途 一般運転資金</p>	<p>—————</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>②当行普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条ノ2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）</p> $\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left( \frac{\text{新規発行株式数} + \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right) \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記①及び②に定める場合の他、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日まで</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 1株当たり 220,422円</p> <p>(10) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには当行取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳 当行の執行役4名、及び使用人69名並びに当行子会社の取締役1名 合計 74名</p> <p>(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係 完全子会社</p> <p>(13) 勧誘の相手先と提出会社との取決めの内容 新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合には、原則新株予約権を当行へ返還する。</p> <p>①新株予約権者が当行又は当行の子会社もしくは関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。）の役員（監査役を含む。以下同じ。）または使用人のいずれの地位をも喪失した場合（新株予約権者が死亡した場合を除く）。</p> <p>②新株予約権者が補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合。</p> <p>③新株予約権者が破産手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた場合。</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>④新株予約権者が当行または当行の関係会社の就業規程に定める出勤停止7日以上の懲戒処分を受けた場合。</p> <p>⑤新株予約権者が法令もしくは当行の社内規程等に違反するなどして、当行に対する背信行為があったと認められる場合。</p> <p>⑥新株予約権者が当行との間で締結する新株予約権割当契約書（以下「本契約」という。）の規定に違反した場合。</p> <p>⑦新株予約権者が、当行に対して、書面により、本新株予約権の全部または一部の返還もしくは本契約の解除を申し出た場合（なお、新株予約権者が本新株予約権の一部の返還を申し出た場合においては、当該一部のみが当行に返還されるものとする。）。</p> <p>2. 自己株式の取得</p> <p>当行は、平成17年12月12日開催の取締役会において、商法第211条ノ3第1項第2号の規定及び当行定款の規定に基づき、次のとおり自己株式の取得を行うことを決議しております。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由</p> <p>当行及び当行子会社の役職員に対してストックオプションを実施すること、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため</p> <p>(2) 取得の内容</p> <p>①取得する株式の種類 当行普通株式</p> <p>②取得する株式の総数 7,000株（上限）</p> <p>③株式の取得金額の総額 40億円（上限）</p> <p>④自己株式買受けの日程 平成17年12月12日開催の取締役会終結の時から平成18年3月期決算確定日前日まで</p>		

(2) 【その他】

当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 自己株券買付状況報告書
  - (イ) 報告期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日）平成18年4月10日関東財務局長に提出。
  - (ロ) 報告期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日）平成18年5月10日関東財務局長に提出。
  - (ハ) 報告期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年5月25日）平成18年6月12日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第5期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月28日関東財務局長に提出。
- (3) 発行登録書  
社債の募集に係る発行登録書であります。平成18年10月6日関東財務局長に提出
- (4) 発行登録追補書類  
平成18年10月6日提出の発行登録書（社債の募集）に係る発行登録追補書類であります。  
平成18年11月8日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社東京スター銀行  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂本 道美
指定社員 業務執行社員	公認会計士	志村 さやか
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資家の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社東京スター銀行  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	内田 満雄
指定社員 業務執行社員	公認会計士	志村 さやか

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資家の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、平成18年11月16日に国内無担保普通社債200億円を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社東京スター銀行  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂本 道美
指定社員 業務執行社員	公認会計士	志村 さやか
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資家の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社東京スター銀行  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資家の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、平成18年11月16日に国内無担保普通社債200億円を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。